

第22期 事業年度(令和4年度)

決 算 報 告 書

自 令和 4年 4月 1日
至 令和 5年 3月31日

独立行政法人
家畜改良センター

予算の区分に基づく決算報告書

(単位:百万円)

区 分	全国的な改良の推進				飼養管理の改善等への取組				飼料作物種苗の増殖・検査				調査・研究及び講習・指導			
	予 算 額	決 算 額	差 額	備考	予 算 額	決 算 額	差 額	備考	予 算 額	決 算 額	差 額	備考	予 算 額	決 算 額	差 額	備考
収入																
前年度からの繰越金	838	268	570	注1	0	0	0		56	56	0		0	0	0	
運営費交付金	5,040	5,040	0		334	334	0		515	515	0		511	511	0	
施設整備費補助金	200	167	33	注2	0	0	0		0	0	0		0	0	0	
受託収入	111	52	59	注3	13	13	0		11	39	-29	注11	70	85	-15	注11
諸収入	925	1,189	-264		19	24	-5		7	18	-11		6	11	-5	
農畜産物売払代	923	1,176	-254	注4	18	22	-4	注8	7	18	-11	注12	6	10	-4	注13
その他の収入	3	13	-10	注5	1	2	-1	注9	0	0	0		0	1	-1	注14
計	7,114	6,716	398		366	371	-5		589	629	-40		588	607	-20	
支出																
業務経費	2,041	2,119	-78		88	105	-17		139	143	-4		144	162	-18	
うち 家畜改良関係経費	2,041	2,119	-78		88	105	-17	注10	0	0	0		113	128	-15	注10
種畜検査関係経費	0	0	0		0	0	0		0	0	0		0	0	0	
飼料作物種苗関係経費	0	0	0		0	0	0		139	143	-4		0	0	0	
技術の普及指導関係経費	0	0	0		0	0	0		0	0	0		31	34	-4	注10
家畜個体識別関係経費	0	0	0		0	0	0		0	0	0		0	0	0	
施設整備費	341	167	175	注6	0	0	0		0	0	0		0	0	0	
受託経費	111	52	59	注3	13	13	0		11	39	-29	注11	70	85	-15	注11
一般管理費	0	0	0		0	0	0		0	0	0		0	0	0	
人件費	4,316	3,516	800	注7	284	269	14		378	362	16		434	354	80	注7
計	6,808	5,854	955		384	387	-3		528	544	-16		648	601	47	

区 分	家畜改良増殖法等に基づく事務				牛トレーサビリティ法に基づく事務				センターの人材・資源を活用した外部支援				計			
	予 算 額	決 算 額	差 額	備考	予 算 額	決 算 額	差 額	備考	予 算 額	決 算 額	差 額	備考	予 算 額	決 算 額	差 額	備考
収入																
前年度からの繰越金	38	38	0		49	49	0		0	0	0		982	411	570	注1
運営費交付金	111	111	0		266	266	0		0	0	0		6,778	6,778	0	
施設整備費補助金	0	0	0		0	0	0		0	0	0		200	167	33	注2
受託収入	0	0	0		12	29	-17	注11	0	0	0		216	218	-2	
諸収入	0	0	0		0	1	0		0	0	0		957	1,243	-285	
農畜産物売払代	0	0	0		0	0	0		0	0	0		953	1,226	-273	注4
その他の収入	0	0	0		0	1	0	注16	0	0	0		4	17	-13	注5
計	150	150	0		327	344	-17		0	0	0		9,132	8,816	316	
支出																
業務経費	125	36	89		221	112	109		0	0	0		2,758	2,677	81	
うち 家畜改良関係経費	0	0	0		0	0	0		0	0	0		2,242	2,352	-110	
種畜検査関係経費	109	19	90	注15	0	0	0		0	0	0		109	19	90	注15
飼料作物種苗関係経費	16	18	-1	注10	0	0	0		0	0	0		155	160	-5	
技術の普及指導関係経費	0	0	0		0	0	0		0	0	0		31	34	-4	注10
家畜個体識別関係経費	0	0	0		221	112	109	注17	0	0	0		221	112	109	注17
施設整備費	0	0	0		0	0	0		0	0	0		341	167	175	注6
受託経費	0	0	0		12	29	-17	注11	0	0	0		216	218	-2	
一般管理費	0	0	0		0	0	0		0	0	0		0	0	0	
人件費	108	98	10		154	157	-3		0	0	0		5,673	4,756	917	注7
計	233	134	99		387	298	89		0	0	0		8,989	7,818	1,170	

区 分	法 人 共 通				合 計			
	予 算 額	決 算 額	差 額	備考	予 算 額	決 算 額	差 額	備考
収入								
前年度からの繰越金	1	1	0		983	412	570	注1
運営費交付金	1,056	1,056	0		7,834	7,834	0	
施設整備費補助金	0	0	0		200	167	33	注2
受託収入	0	0	0		216	218	-2	
諸収入	7	33	-26		964	1,275	-311	
農畜産物売払代	0	0	0		953	1,226	-273	注4
その他の収入	7	33	-26	注18	11	50	-39	注18
計	1,064	1,090	-26		10,196	9,906	290	
支出								
業務経費	0	0	0		2,758	2,677	81	
うち 家畜改良関係経費	0	0	0		2,242	2,352	-110	
種畜検査関係経費	0	0	0		109	19	90	注15
飼料作物種苗関係経費	0	0	0		155	160	-5	
技術の普及指導関係経費	0	0	0		31	34	-4	注10
家畜個体識別関係経費	0	0	0		221	112	109	注17
施設整備費	0	0	0		341	167	175	注6
受託経費	0	0	0		216	218	-2	
一般管理費	291	438	-147	注19	291	438	-147	注19
人件費	917	857	60		6,590	5,613	977	注7
計	1,208	1,294	-87		10,196	9,112	1,084	

* 金額は百万円未満を四捨五入して表示しているため、端数において合計とは一致しないものがあります。

注1 : 支出の財源とならなかった繰越金を決算額に計上していないため。

注2 : 今年度完成予定分が、次年度完成予定となったことによる交付減のため。

注3 : 業務の受託が、減少したため。

注4 : 生乳の売払数量及び枝肉の出荷数量が、増加したため。

注5 : 土地の割愛による入金があったため。

注6 : 今年度完成予定分が、次年度完成予定となったため。

注7 : 人事異動等に伴い、人件費の支払額が減少したため。

注8 : 枝肉の出荷数量が、増加したため。

注9 : 受取補償金の入金があったため。

注10 : 諸収入の増加等を活用し、施設の改修・機械の更新などを実施することにより、業務基盤の充実及び業務の効率化を図ったため。

注11 : 業務の受託が、増加したため。

注12 : 種子の売払が、増加したため。

注13 : 肉用牛及び枝肉の出荷数量が、増加したため。

注14 : 中央畜産研修所の施設利用料が、増加したため。

注15 : 他の事業に係る施設や設備の整備を優先したため。

注16 : 広告掲載料が、増加したため。

注17 : システム改修の予算を次年度に繰越したため。

注18 : 災害等の発生に伴い、損害保険金の受取額が増加したため。

注19 : 情報セキュリティの強化などを実施することにより、法人基盤の強化を図ったため。

監 査 報 告 書

独立行政法人通則法（以下「通則法」という。）第19条第4項及び同法第38条第2項の規定に基づき、独立行政法人家畜改良センター（以下「センター」という。）の令和4事業年度（令和4年4月1日～令和5年3月31日）の業務、事業報告書、財務諸表（貸借対照表、行政コスト計算書、損益計算書、純資産変動計算書、キャッシュ・フロー計算書、利益の処分に関する書類（案）、及びこれらの附属明細書）及び決算報告書について監査を実施し、その方法及び結果を取りまとめたので、以下のとおり報告する。

I 監査の方法及びその内容

各監事は、監査計画に基づき、理事長、理事、内部監査部門、業績自己評価を担当する企画調整部その他職員（以下「役職員等」という。）と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、役員会その他重要な会議に出席し、役職員等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、センターの業務、財産の状況及び農林水産大臣に提出する書類を調査した。

なお、当該事業年度は6牧(支)場の業務遂行状況、資産の活用状況等について現地における実地監査及びオンライン方式を活用した書面監査を実施した。

また、役員（監事を除く。以下「役員」という。）の職務の執行が通則法、センター法又は他の法令に適合することを確保するための体制その他センターの業務の適正を確保するための体制（以下「内部統制システム」という。）について、役職員等からその整備及び運用の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めた。

さらに、当該事業年度に係る財務諸表及び決算報告書（以下「財務諸表等」という。）並びに事業報告書（会計に関する部分）について検証するに当たっては、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適切な監査を実施しているかを監視及び検討するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めた。

また、会計監査人から会社計算規則第131条で定める「会計監査人の職務の遂行に関する事項」と同様の事項の通知を受け、必要に応じて説明を求めた。

以上の方法に基づき、センターの当該事業年度に係る業務、事業報告書及び財務諸表等の監査を行った。

II 監査の結果

- 1 センターの業務が、法令等に従い適正に実施されているかどうか及び中期目標の着実な達成に向け効果的かつ効率的に実施されているかどうかについての意見

センターの業務は、法令等に従い適正に実施され、また、中期目標の着実な達成に向け効果的かつ効率的に実施されているものと認める。

- 2 センターの内部統制システムの整備及び運用についての意見

内部統制システムに関する業務方法書の記載内容は、相当であると認める。

また、内部統制システムに関するセンター理事長の職務の執行について、指摘すべき重大な事項は認められない。

- 3 センターの役員の職務の遂行に関し、不正の行為又は法令等に違反する重大な事実があったかについての確認

役員の職務の執行に関する不正の行為又は法令等に違反する重大な事実は認められない。

- 4 財務諸表等についての意見

会計監査人 PwC あらた有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認める。

- 5 事業報告書についての意見

事業報告書は、法令等に従い、センターの状況を正しく示しているものと認める。

III 独立行政法人改革等に関する基本的な方針等過去の閣議決定において定められた監査事項についての意見

- 1 給与水準の状況

当該事業年度における給与水準の状況については、国家公務員給与に対するラスパイレス指数は94.0であり、適切な給与水準と認める。

- 2 随意契約の適正化を含めた入札・契約の状況

随意契約の適正化を含めた入札・契約の状況については、調達等合理化計画に沿って入札・契約が実施されており、合理的な調達が図られていると認める。

- 3 法人の長の報酬水準の妥当性

理事長の報酬水準については、当該事業年度においても中期目標に定められた業務について、中期計画に沿った年度計画が順調に達成され、適正な組織運営がなされていることから、妥当であると認める。

4 保有資産の見直し

保有資産については、不断に見直しを実施し、中期目標に定められた業務に対し合理的かつ有効に利用し概ね適切な管理が図られていると認める。

令和5年6月26日

独立行政法人家畜改良センター

監事（非常勤）

高 桧 健 

監事（非常勤）

小 谷 あゆみ 

独立監査人の監査報告書

令和5年6月26日

独立行政法人家畜改良センター

理事長 入江正和 殿

PwCあらた有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士

DocuSigned by:

塩谷 岳志

1B0562DB694446E...

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士

DocuSigned by:

戸田 栄

A9B1BB5D2DAB43D...

<財務諸表監査>

監査意見

当監査法人は、独立行政法人通則法（以下「通則法」という。）第39条の規定に基づき、独立行政法人家畜改良センターの令和4年4月1日から令和5年3月31日までの第22期事業年度の財務諸表（利益の処分に関する書類（案）を除く。以下同じ。）、すなわち、貸借対照表、行政コスト計算書、損益計算書、純資産変動計算書、キャッシュ・フロー計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細書について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる独立行政法人の会計の基準に準拠して、独立行政法人家畜改良センターの令和5年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の運営状況及びキャッシュ・フローの状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる独立行政法人の監査の基準に準拠して監査を行った。独立行政法人の監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における会計監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、独立行政法人から独立しており、また、会計監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。この基礎には、当監査法人が監査を実施した範囲においては、財務諸表に重要な虚偽表示をもたらす独立行政法人の長又はその他の役員若しくは職員による不正及び誤謬並びに違法行為の存在は認められなかったとの事実を含んでいる。なお、当監査法人が実施した監査は、財務諸表の重要な虚偽表示の要因とならない独立行政法人の長又はその他の役員若しくは職員による不正及び誤謬並びに違法行為の有無について意見を述べるものではない。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告書（会計に関する部分を除く。）である。独立行政法人の長の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監事の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における独立行政法人の役員（監事を除く。）の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の財務諸表等に対する監査意見等の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見等を表明するものではない。

財務諸表等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する独立行政法人の長及び監事の責任

独立行政法人の長の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる独立行政法人の会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正及び誤謬並びに違法行為による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために独立行政法人の長が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監事の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における独立行政法人の役員（監事を除く。）の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における会計監査人の責任

会計監査人の責任は、会計監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正及び誤謬並びに違法行為による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正及び誤謬並びに違法行為により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

会計監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる独立行政法人の監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正及び誤謬並びに違法行為による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は会計監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、会計監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 独立行政法人の長が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに独立行政法人の長によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる独立行政法人の会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 独立行政法人の長又はその他の役員若しくは職員による不正及び誤謬並びに違法行為が財務諸表に重要な虚偽表示をもたらす要因となることに十分留意して計画し、監査を実施する。

会計監査人は、監事に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び独立行政法人の監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

<利益の処分に関する書類（案）、事業報告書（会計に関する部分に限る。）及び決算報告書に対する報告>

会計監査人の報告

当監査法人は、通則法第39条の規定に基づき、独立行政法人家畜改良センターの令和4年4月1日から令和5年3月31日までの第22期事業年度の利益の処分に関する書類（案）、事業報告書（会計に関する部分に限る。）及び決算報告書について監査を行った。なお、事業報告書について監査の対象とした会計に関する部分は、事業報告書に記載されている事項のうち、会計帳簿の記録に基づく記載部分である。

当監査法人の報告は次のとおりである。

- (1) 利益の処分に関する書類（案）は、法令に適合しているものと認める。
- (2) 事業報告書（会計に関する部分に限る。）は、独立行政法人家畜改良センターの財政状態、運営状況及びキャッシュ・フローの状況を正しく示しているものと認める。
- (3) 決算報告書は、独立行政法人の長による予算の区分に従って、一定の事業等のまとまりごとに決算の状況を正しく示しているものと認める。

独立行政法人の長及び監事の責任

独立行政法人の長の責任は、法令に適合した利益の処分に関する書類（案）を作成すること、財政状態、運営状況及びキャッシュ・フローの状況を正しく示す事業報告書を作成すること、並びに独立行政法人の長による予算の区分に従って、一定の事業等のまとまりごとに決算の状況を正しく示す決算報告書を作成することにある。

監事の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における独立行政法人の役員（監事を除く。）の職務の執行を監視することにある。

会計監査人の責任

会計監査人の責任は、利益の処分に関する書類（案）が法令に適合して作成されているか、事業報告書（会計に関する部分に限る。）が、財政状態、運営状況及びキャッシュ・フローの状況を正しく示しているか、並びに決算報告書が独立行政法人の長による予算の区分に従って、一定の事業等のまとまりごとに決算の状況を正しく示しているかについて、独立の立場から報告することにある。

利害関係

独立行政法人と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。